平成２４年（フ）第５３０号
宮城県亘理郡亘理町逢隈十文字字牛頭６番地
破産者　佐藤　義郎
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３２号
福島県大沼郡会津美里町字新用地142番地
破産者　星　　伸介
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第２９４号
埼玉県三郷市新和４丁目321番地３　佐藤コーポ201、旧住所埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目429番地１　とくしんハイツ205号
破産者　上江　次夫
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３５６号
埼玉県三郷市彦成４－３－17号棟106号室、破産手続開始時の住所埼玉県三郷市彦成４－１－18号棟501号室、住民票上の住所東京都世田谷区駒沢２丁目59番８号
破産者　葭原　正博
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３８３号
静岡県伊東市富戸1116番地の４、破産手続開始時の住所埼玉県三郷市早稲田７丁目４番地２号棟502号
破産者　新電工こと　浅野　雄彦
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１３８２号
広島市南区東雲１丁目６番23号
破産者　Ｉ／ＤＥ／Ａこと　仁井谷和徳
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６５号
広島県安芸郡熊野町萩原10丁目26番21号、開始決定時の住所広島県安芸郡熊野町平谷２丁目10番14号
破産者　尾藤　清志
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５１号
広島市佐伯区三宅４丁目５番３－６号
破産者　桑原　昌子
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０６号
福岡市南区長丘５丁目８番18号、前住所福岡市城南区長尾４丁目２番20―301号
破産者　西澤祥次郎
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３１４号
福岡県古賀市庄285番地１、前住所福岡市東区和白４丁目20番10―203号
破産者　鈴木　浩行
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６８２号
福岡県筑紫郡那珂川町松木２丁目163番地エルディム白水Ｂ102号
破産者　眞田　武志
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５９６号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目18番４号
破産者　隈部真由美
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１７９号
秋田県潟上市天王字上江川55番地１
破産者　藤原　憲一
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０２号
秋田県男鹿市払戸字三萬場46番地４
破産者　加藤真喜子
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６３号
福島県伊達市梁川町桜町６番地
破産者　田川　順一
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第８３号
水戸市姫子１丁目47番地の15　レオパレスルミネ202号、前住所福島県東白川郡塙町大字塙字本町27番地
破産者　須藤　幸博
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第２２４号
神奈川県厚木市田村町２番24―401号
破産者　加糠　　努
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３８６号
神奈川県小田原市蓮正寺528番地　市営螢田住宅５号棟169号
破産者　木下十三夫
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３９４号
神奈川県小田原市羽根尾411番地の１
破産者　坂本　光男
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部